

公立大学法人青森公立大学経営審議会運営要綱

平成21年7月31日制定

改正 平成27年 3月30日

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人青森公立大学経営審議会規程（平成21年規程第9号。以下「規程」という。）第7条の規定に基づき、経営審議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 経営審議会の会議は、非公開とする。

2 定款第20条第6項の場合においては、同条第3項に規定する議長（以下「議長」という。）は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(表決の委任)

第3条 やむを得ない事情により経営審議会に出席できない委員は、議長を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における定款第20条第5項の規定の適用については、当該議長を代理人とした委員は、出席者とみなす。

(議事録等)

第4条 規程第5条に規定する議事録及び経営審議会の会議資料は、公開とする。
ただし、公立大学法人青森公立大学情報公開規程（平成21年規程第28号）に定める不開示情報及び経営審議会が不開示とすることが妥当であると決したときは、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成21年8月1日から実施する。

附 則（平成27年3月30日）

(実施期日)

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。